

府中市福祉団体の認定・登録に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、府中市内の福祉団体の福祉活動を支援し、市民福祉の増進を図るため、府中市の公共施設等を使用する当該団体の認定、登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の内容)

第2 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 文化センター施設（2か月の間に3単位まで）、生涯学習センター学習施設（3か月の間に2単位まで）及びふれあい会館会議室の使用料の減免
- (2) ふれあい会館会議室の使用申込期間の優遇措置
- (3) 市有バスの年1回の無料使用（研修を目的としたものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(登録の要件)

第3 登録をしようとする団体は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 社会的弱者の救済及び社会奉仕を目的とする福祉活動を行う市内の団体であること。
- (2) 団体としての活動計画を有すること。
- (3) 原則として、構成員が10名以上であり、その3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 団体の代表者は、市内に在住、在勤又は在学していること。
- (5) 政治団体、宗教団体又は営利を目的とする団体でないこと。

(登録の手續)

第4 登録しようとする団体は、申込書に活動計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(登録)

第5 市長は、第4の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、申込団体が第3に定める要件に適合すると認めるときは、府中市福祉団体として登録するとともに、決定通知書により当該団体に通知するものとする。

2 市長は、第4の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、申込団体が第3に定める要件に適合しないと認めるときは、却下通知書により当該団体に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6 第5の規定により府中市福祉団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに変更届により市長に届け出なければならない。

(登録の廃止)

第7 登録団体は、府中市福祉団体の登録を廃止しようとするときは、廃止届により市長に届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第8 登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中における登録の有効期限は、3月31日とする。

(登録の更新)

第9 府中市福祉団体は、引き続き登録を希望するときは、3月1日から同月31日までの間に申込書に活動計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(登録の取消及び停止)

第10 市長は、府中市福祉団体が、この要綱に定める要件に適合しないと認めるときは、当該団体の登録を取消し、又は停止することができる。

(様式)

第11 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に府中市福祉団体として認められているものについては、平成9年3月31日までの間、この要綱に基づいて認められたものとみなす。

付 則 (平成19年3月22日要綱第32号)

この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

付 則 (平成20年2月25日要綱第12号)

この要綱は、平成20年2月25日から施行する。

付 則 (平成31年1月11日要綱第2号)

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。